

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和3年10月6日	株式会社浜庄運輸 (法人番号6220001005 383) 代表者 柰村一雄	石川県金沢市湊1丁 目1-4	本社営業所	石川県金沢市湊1 丁目1-4	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年6月28日、監査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項～第3項) (3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第 5項)(4)運転者に対する指導監督に係る記 録義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
一般貨物	令和3年10月12日	大信物流輸送株式会社 (法人番号9120001150 063) 代表者 小林尚美	大阪府枚方市中宮 大池4-5-16	新潟営業所	新潟県見附市新幸 町9番11号	文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1項 及び同条第4項	令和3年6月25日、監査実施。4件の違反が 認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の実施 義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項) (3)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第 5項)(4)運転者に対する指導監督違反(安 全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。